

令和6年度第2回川崎市予防接種運営委員会審議録

日時 令和7年2月4日(火)

午後1時30分から午後3時30分

場所 川崎市医師会館3階ホール

1 開 会

事務局

令和6年度第2回川崎市予防接種運営委員会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます、川崎市健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当課長の江口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様にはお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

会議を始める前に本日の資料を確認させていただきます。まず一番上に次第がございます。続いて席次表がございます。続きまして、名簿を御用意しております。続きまして、本委員会の条例を御用意しております。続きまして資料の1から資料の8までの綴り、左上のホッチキス止め全部で31ページの資料になってございます。続きまして1枚のものです。B類疾病の定期予防接種に対する償還払い制度に関する資料を1枚御用意しております。最後にカラーのものになりますが、神奈川県広報資料、「風しんの抗体検査を受けましょう」という資料、こちら多屋委員の方から御提供いただいた資料でございます。

本日以上資料でございますけれども、お手元の資料等に不備不足等ございましたらお知らせいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは続きまして出欠状況でございますが、本日は大橋委員、檜林委員、小澤委員、北川委員から御欠席の連絡をいただいております。本日は原田委員がまだお見えでないようですが、これからいらっしゃるかと思います。

また岡部委員につきましてはオンライン参加の予定でございますが、こちらはまだ見えていないというところでございますが、出席の委員数、18人中現在のところ12人となりますので、川崎市予防接種運営委員会条例第7条第2項により規定する過半数を満たしておりますので、本委員会は成立をしていることを御報告いたします。

それでは議事に入ります前に、本委員会の公開についてですが、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条第1項に基づきまして、議事(1)「ウ 予防接種後副反応疑い報告」、議事(2)「コッホ現象事例の報告について」、議事(3)「定期予防接種による間違い報告について」、議事(4)「骨髄移植等の治療に伴う定期予防接種の再接種について」、

以上は、個人情報に関する情報が含まれておりますので非公開といたしますが、それ以外については公開としてよろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

事務局 それでは異議がないようですので、提案のとおりとさせていただきます。
傍聴を希望される方がいましたら御入場いただけてください。

事務局 傍聴者の申出はございません。

2 委員長挨拶

事務局 それでは岡野委員長から御挨拶を頂戴したいと存じます。よろしくお願いいたしますします。

委員長 （省略）

事務局 岡野委員長ありがとうございました。

3 健康福祉局保健医療政策部担当部長挨拶

事務局 続きまして行政を代表いたしまして、保健医療政策部林担当部長から御挨拶を申し上げます。

担当部長 （別紙）

事務局 林担当部長ありがとうございました。

事務局 それではここからの進行につきましては岡野委員長にお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたしますします。

4 議 事

議事（１）「令和６年（２０２４年）度予防接種事業中間報告について」

ア 定期予防接種実施報告（上半期）

委員長 それでは次第に従いまして議事に入らせていただきたいと思います。

（１）令和６年度（２０２４年）予防接種事業中間報告をよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、資料１によりまして、「令和６年度予防接種事業中間報告」につい

て説明いたします。今回は年度途中の集計ということで、上半期4月から9月までの報告です。

資料1の参考資料といたしまして、令和5年度の年報を2ページに載せております。

資料1の説明として、まず、太線で囲っている部分につきましては令和6年度に行った個別通知を行った月を示しており、それぞれ左端に具体的な日付を記載しております。ここで一つ訂正をお願いいたします。

⑬のHPV感染症のうち、一番左、種類キャッチアップ再掲に記載の年度を平成9から平成24と記載しておりますが、平成9から平成19の誤りです。大変失礼いたしました。お詫びして訂正いたします。平成9から平成19年度の3回未接種者に勧奨通知を送付しております。

資料説明に戻りまして、ここに示す表の「接種率」につきましては、例年と同様に、個別通知を送付いたしました「対象者数」と接種を受けた「被接種者数」、この2つの数値から予防接種の種類ごとに算出する方式としています。

説明にあたり今回も時間の都合により特筆すべき部分以外は説明を省略させていただきます。

説明するワクチンについては、表中左端の種類に記載している番号とワクチンの種類を合わせて申し上げますので、対応する欄を御確認ください。

まず、新生児を対象としたワクチンの②小児肺炎球菌、③4種及び5種混合、⑮B型肝炎、⑯ロタウイルスについて、接種率はおおむね例年と同等と見込まれます。

前年の4種混合接種率は、令和5年4月から接種対象年齢が3ヶ月から2ヶ月に引き下げられたことにより、主に4月から6月にかけて例年より接種数が増加したことで100%を超えたと考えられますので、今年度4種混合及び5種混合について特段減少しているものではないと考えます。

なお、①のHibは③5種混合の初回接種数がかなりの数を占めたため、ほとんど新規に接種されなくなりました。

次に種類⑧麻しん風しんについて、1期・2期ともに、例年と比較すると接種率は、少し低い水準となっております。

また、麻しん風しん第2期任意接種の接種件数について、前年と同じく高い接種件数となっております。麻しん風しん第2期の定期接種を受けられなかった方に対して、任意接種を無料で接種することができる旨の案内を今年度も送付しております。

⑬HPVにつきましては、キャッチアップ制度の報道によるものか、例年と比較して、高い接種件数となっております。HPVの接種件数については、定期接種対象者における接種数と、キャッチアップ接種対象者の接種数を再掲と

して掲載しております。

なお、この資料 1 の HPV 接種率の 12 歳女子人口接種率について、今年度 200%を超えた数値となっておりますが、この計算式は分母が表の下の方にございます HPV 対象者①の 6,123、分子は定期年齢とキャッチアップ年齢それぞれ 1 回目接種の合計である 13,109 を採用しており、あくまで過年度に掲載の計算結果との比較用です。

HPV の接種に関連する資料といたしましては、学年ごとの接種状況をまとめた「HPV ワクチン・全学年累計接種数」の資料を 3 ページに掲載しています。

A4 横の参考資料となりますので御覧ください。

こちらは前回の運営委員会でもお示ししている資料となりますが、接種者数及び市内女性人口につきまして、生まれ年度ごとに令和 7 年 1 月時点の接種台帳を基に数値の更新を行っております。接種数を見ますと、定期予防接種の最終年度である高校 1 年生は高い水準となっております。

報告は以上となります。

委員長 何かお気づきの点等はございますか。

片岡委員 麻しん風しんの接種率について、過年度と比べて約 5 % ずつと 1 期も 2 期も下がっていますが、ワクチンの供給が不足によるものと考えてよろしいでしょうか。

事務局 ワクチンの不足の話が年末から出ていますけれども、国としましては、ワクチンは他のメーカーさんから前倒しで納品してもらっていてというスタンスがあるのと、市内の医療機関さんから問い合わせしてもらっているのを聞く限りですと、確かに不足している医療機関さんもあると思いますが、まだ持っている医療機関さんもあるような感じですので、一概にはワクチン不足とは言えないかなと思いつつも、先生御指摘のとおり、そういうことはやはりあるのかなと認識しております。

片岡委員 不足はちゃんと回ってきているということですが、実際には、今もそうですけれども、接種を受けられない状況になっている医療機関が多いと思います。ですので、市の方で把握されているのか分かりませんが、希望者に対してワクチンは今も不足していると認識していますので、その点御留意いただければと思います。

事務局 承知いたしました。ありがとうございます。

委員長 今日も成人の風しん検査をしてくれという方がいまして、優先順位は当然子どもさん達だと思いますが、期限がありますので、成人の方は2月28日までに接種を終えなきゃいけない。それとも2月28日までの検査ですか。

事務局 市民の方向けにお願いしているのは、2月28日までに接種まで終えていただきたいというふうに広報しております。

委員長 その中で、子どものワクチンを優先するというのはちょっと難しいかなと。

片岡委員 ワクチンの優先順位ですが、現在も、当院の場合、風しん5期というわけではないですが、医療系の大学とかに進学されることになって、そのために抗体検査を要求される。その場合、風しんの抗体価が不足していることがよくあるようで、風しんあるいはMRワクチンの接種を希望されている方もいますが、そういう方に関してはお断りしています。

というのは、定期で1期2期のワクチンを接種する人を優先していますので、そちらには回せないという状況です。

これは風しん5期のワクチンに関しても同じで、あまり希望者がいないということもありますが、いたとしても1期2期で入ってないので、そこで打ちたいと言っても打てないという状況が今は発生しています。

委員長 そういう中で、川崎行政も、県扱いの事業になっていると思いますので、是非申入れの方で、現場ではこの辺が非常に困っています、ということを上げていただければと思います。

片岡委員 一番困るのは、そういうワクチンの供給状態がある、逼迫している状態の中で、勧奨ができないことです。是非受けてくださいと言っても、ワクチンが無いという状況だと進めにくいのもありますし、そういう状況でこの風しん5期が2月28日で検査締め切りみたいな形で固定してしまっていますが、最後にこういう状況になったときは、ラストスパートでしっかりと勧奨していくことが必要ですが、それができません。

ですから、すごく増えるかどうか分かりませんが、少なくともそういう状況で終わりにになってしまうのは、あまりフェアな状態ではないのではと思います。

勝田委員 厚生労働省は必ずもう一社が作っているの、日本全国にはしっかりあるはずで、その答えしか返って来ませんが、実際は不足じゃなくて偏在していて、

「A」に行ってもないから、どこにあるか分かりませんという話になっているので、例えば川崎市内のクリニックで実際不足している状況が何パーセントぐらいで、もしくはここにはないけど、ここにはあるみたいな情報があれば、無いクリニックも、うちはないけどここはまだあるかいう形で偏在の対策ができる。

あとは相当偏在していて実際接種する機会を失った人たちが一定の間でいるという客観的なデータがあれば、それに基づいて延長するかどうかという行政的な御判断をしていただけるのかなと思うので、現場の先生方はいや手に入らないだろう、と現場感覚の声を聞きますが、それが客観的な情報として上がらないと実際の行動に移せないのか、もしそういうデータがあれば是非教えていただきたいし、なければ現在の状況でどのくらい不足しているのか把握なさってもよいかと思います。

多屋委員 MR ワクチンが足りない中、希望しても受けられないから延長してほしいと厚生労働省にはお願いをしました。「雪の花」という映画があり、それとコラボして大々的にキャンペーンをされています。現場にはワクチンがないというのは先生方でないとできないので、市の方から、「ワクチンはありません」と厚生労働省の方に伝えていただきたいと思いました。

それから、風しん第 5 期については風しん単味ワクチンもクーポン券が使えるという情報が去年の秋に出ました。風しん単味ワクチンでもよいので抗体価が低い場合は受けてほしいと思います。

市の方に御質問ですが、厚生労働省にポスターを作る時に期限を質問しました。基本 2 月 28 日とか原則 28 日と書いてほしいと言われました。

自治体によってやり方が違うので、自治体によっては 3 月 31 日まで市内の医療機関であれば第 5 期風しん抗体検査もワクチンもできます。クーポン券の集合契約の期限が 3 月の初めぐらいで終わりますが、第 5 期定期接種は 3 月 31 日までできます、という回答でしたが、川崎市では市内の医療機関だったら定期で受けられるというのはありでしょうか。

事務局 本市といたしましては、国の回答のとおりで第 5 期についても予防接種法上の定期接種扱いに当然なるので、その期間は 3 月 31 日までですので、その期間までは接種したいという方が来たらもちろん接種して差し上げないといけない、というのが当然ありますが、国が言うように国保連を絡めて支払いをしているという都合があるので 2 月末までというアナウンスは市民の方にはさせていただいています。

ただ今申しましたとおり、制度上は 3 月まで接種を受けることは可能ですの

で、そういったところでこの MR ワクチンがどうなっていくかは、もっと状況が悪くなっていくかもしれないとかいろいろあると思いますが、受けること自体はできます。

多屋委員 抗体検査で陽性だったらよいですけど、低い人は風しん単味ワクチンでもよいので受けられるようにしてあげてほしいと思いました。是非、よろしくお願いいたします。

片岡委員 単味の風しんワクチンを川崎市で受けられるのかについて、我々の認識としてはなくて、実は 1 月の終わりに日本小児科医会の公衆衛生委員会で MR ワクチンの不足の調査というのをやっていますが、その時に風しん 5 期に、風しん単味ワクチンはあなたの地域では使用できますかというアンケートを出したら 3 分の 1 ぐらいが使用できるとお答えになって、残り 3 分の 2 は分からないか、使用できない。

つまり、使用できるというのは厚生労働省の方でおっしゃった。だけど、私たちが契約している集合契約では、接種委託料を請求する請求書というのがエクセルの方で配布されていますが、その中には風しん単味ワクチンという項目はないので、もし接種しても、記入する欄がないので請求ができない。

今まで MR ワクチンでと言われていたのが、風しん単味でもできますよ、ということをして市の方からお知らせが来て、請求書はこれのように差し替えてください、という形でなされない限り、接種できるという認識にはならないので、接種できるとお答えになったところでは、市の方に何らかの手続きをすれば接種できると、東京都はそうようにお答えになっていましたので、川崎市ではそういうお知らせはあったのでしょうか。

事務局 本市では 1 月 20 日だったと思いますが、医師会メールニュースと、あとは紙の郵便でお知らせを送らせていただいて

片岡委員 1 月 20 日ですか。

事務局 はい、郵便局に 16 日送ったので、次の週ぐらいで 20 日かと思いますが、お知らせをしております、すみません、ちょっと遅くなってしまったのですが、単味はそのタイミングから使って OK ですということと、あと請求書はこれでお願ひしますというのを送らせていただいております。

片岡委員 1 月 20 日は遅いですね。アンケートは 12 月に作っておりますので。

- 事務局 年末から準備していたのですが、年末年始で時間がかかってしまって、その点は大変申し訳ありませんでした。
- 委員長 医師会の会員の LINE で、1月10日に風しんの追加対策に関わるクーポン3月中の取扱い及び請求の方法とか遡って見る事ができるので、見ていただけたら。
- 勝田委員 神奈川県ホームページだと2月28日までで基本と書いてあって、今川崎市のホームページを見せていただくと、クーポンの有効期限は2月末まで使用可能となっていて、市民からこれ見ると3月諦めると思います。
3月も打てるのであれば、少なくとも川崎市のホームページ原則2月だけど、法律上は3月も大丈夫だから諦めないでクリニックに相談してくださいとか、それは市民の権利としてありだと思います。
- 多屋委員 厚生労働省に問い合わせをしたのですが、クーポン券だと全国どこでも予防接種と抗体検査ができるので、例えば北海道で検査しても大丈夫だけど、クーポン券の集合契約が終わって以降は住民票がある市町村でないとダメだと聞いたのですが川崎市でも同じでしょうか。
県内の別の市に聞いたところ、例えば北海道で3月にクーポン券を使われても、それを市に言ってくればクーポン券でお支払いしますと言われました。自治体によって違うのだなと思ったのですが、川崎市の場合は例えば知らずに3月に北海道でクーポン券を使って抗体検査をされた場合はどのようなになるか決まっていますか。
- 事務局 3月中の風しん第5期を利用した予防接種についてですが、基本は住民登録がある自治体でお願いしたいので、そこは原則にはなりますが、接種を希望された方が川崎市民じゃないからというのも難しいと思いますので、その際には接種する方の自治体の方に接種しても可能かどうかを確認したうえで、被接種者の方の居住地の自治体の確認を取れば、になると思いますので、そういう方が来られたときは、直接御確認いただくか、市の方に御相談いただいてということで、御対応をお願いできればと思います。
- 多屋委員 映画の幕間で風しん第5期の宣伝を厚生労働省が実施されているみたいなので、是非川崎市内の医療機関に相談があったときには、3月はこのようする、という方法が伝わるとよいなと思いましたので、どうかよろしく願いいた

します。

勝田委員 今のお答えですと、川崎市民が川崎市外でクーポンを使うために川崎市に電話があった場合、回答はどうなるのですか。クーポンは3月も川崎市外で使え
ると川崎市は回答なさるといことですか。

事務局 そうですね。そういう相談があれば川崎市に請求をあげていただいてという
ことで、川崎市内の医療機関でなくても川崎市民が接種したといことであ
れば、川崎市に請求をあげてもらいよう願いすることになります。

勝田委員 川崎市民の権利は3月末まであって、川崎市民以外の人たちは自治体による
ので、それぞれの住民票があるところに相談してくださいといことですか。

事務局 はい。

イ 定期用ワクチン在庫管理報告

委員長 イ 定期用ワクチン在庫管理報告について事務局の方から御説明よろしくお
願いします。

事務局 それでは4ページを御覧ください。「定期用ワクチン在庫管理報告書」集計結
果について御説明いたします。

定期用ワクチン管理報告書については、個別協力医療機関に毎月提出をお願い
しており、令和6年度の上半期において、ワクチン管理報告書が未提出の医
療機関数を区ごとに月別でまとめた資料となります。全体の傾向といたしま
して、令和5年度上半期の未提出割合9.8%に対し、令和6年度上半期の未提
出割合が11.3%とやや増加しました。

続いて5ページを御覧ください。提出漏れの改善を図るため、提出状況をまと
めた資料となります。

円グラフの左側は全医療機関332件のうち、毎月ワクチン管理報告書の提出
をいただいた医療機関が228件。一部の月において報告書の提出があった医
療機関96件、一度も報告書の提出がなかった医療機関が8件あったことを表
しております。

次に、円グラフ右側において、一度も報告書の提出がなかった医療機関8件
のうち、委託料請求がなかった医療機関が4件、委託料請求があった医療機関が
4件あったことを表しております。

本市においては一度も報告書の提出がないにも関わらず委託料請求があった、

未報告・請求ありの4件を重大に受け止めており、以上の医療機関の情報を医師会様に提供し連携しながら、引き続き、定期用ワクチン管理報告書の主旨を御理解いただき、提出状況の改善を図りたいと思います。報告は以上でございます。

委員長 ワクチンの偏在対策とか、そういう意味もありますので、是非ともしっかり管理していくべきかと思います。

この件に関しまして、何か御意見ございますか。

宮沢委員 私は予防接種を新規にやる方に対して、これを提出してくださいと言っている立場の者ですが、予防接種の報告書が一度もないのかというのは新規の方ですか。そうすると自分の意識を改めて、より一層言わなければいけないと思います。

事務局 今回の4件に関しては新規ではなくて、これまでもやっている医療機関なのですが、担当者が変わったとかで、もしかすると提出がなかったのか、昨年度あった医療機関が今年度なかったと確認をとっております。

宮沢委員 去年も確かこれあったと思いますが、ずっと連続している医療機関ですか。

事務局 去年は一度も報告がなかった医療機関は0件ということで報告をしております。上半期において新たに4件という形になっております。

宮沢委員 今度2月13日定期予防接種の説明会があるので、この時にきちんと丁寧に言ったら改善されるかなと思いますのでよろしくお願いします。

関口委員 これまでは婦人科などでHPVだけやるところは、割と提出漏れが多かった記憶があるのですが、A類を広く接種している医療機関が出さないというのは、意図的に出さないのかな、ということも疑うのですが、かなり接種量の多いところでも提出がないものでしょうか。

事務局 基本は接種が少ない医療機関になります。ただ、HPVだけという医療機関というわけではなくて、基本的には広く小児というよりは、小学生とかを対象にしているところは多かったと思います。

委員長 公費を使つてのワクチンなので、以前も百何十本をストックでダメにしちゃ

った医療機関もありましたけど、それはしっかりと請求はさせてもらえたかと思いますが、こういう在庫管理がしっかりとされていないというのは、行政に対しても、今の偏在に対してもどう考えても違和感がありますので、数か月なかった場合には、これは状況によりますが、何か本当にある程度あっても仕方ないと思います。

関口委員 医師会事務局に送っていただいて、医師会事務局から出さない理由を問いただすというのが、最初のステップでよいのではと思いますので、是非事務局へリストを送付していただければと思います。

ウ 予防接種後副反応疑い報告（定期、臨時） 非公開

議事（２）「コッホ現象事例の報告」 非公開

議事（３）「定期予防接種による間違い報告について」 非公開

議事（４）「骨髄移植等の治療に伴う定期予防接種の再接種について」 非公開

議事（５）「予防接種事業報告（コロナ・インフル）について」

委員長 （５）予防接種事業報告（コロナ・インフル）について、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

事務局 新型コロナ及びインフルエンザの予防接種事業について、24 ページ資料 5 により報告させていただきます。

1 番「新型コロナウイルス感染症定期予防接種の期間延長」についてですが、令和 6 年度から法改正により B 類疾病の定期接種となりました新型コロナウイルス感染症予防接種につきまして、当初は実施期間を令和 6 年 10 月から令和 7 年 1 月末までとしておりましたが、接種機会の確保のため厚生労働省からの事務連絡通知に基づき、実施期限を令和 7 年 2 月 28 日まで延長することといたしました。

次に、2 番の予防接種数の御報告です。新型コロナウイルス感染症につきましては、令和 6 年 10 月接種数 16,087 件、11 月接種数 23,100 件。以降は審査中のため暫定値になりますが、12 月接種数 15,145 件です。1 月、2 月接種分はデータが揃っていないため現時点では未定です。現時点での接種率は 17.4% となっております。

インフルエンザにつきましては、令和 6 年 10 月接種数 41,562 件、11 月接種

数 66,409 件。以降は審査中のため暫定値になりますが、12 月接種数は 23,213 件です。1 月接種分はデータが揃っていないため現時点では未定です。現時点の接種率は 42.1%になっております。

報告は、以上でございます。

委員長 数字として伸び悩んでいると、ただ 1 月 2 月はまだ集計に入っていないのでどの程度変わるかですが。

この件に関しまして何か御質問、御追加でございますか。

宮沢委員 小児科医としてお願いしたいことがあって、コロナウイルスのワクチンは打った方がもちろん良くてただ 17%、もう少し 1 月 2 月に伸びてくるかなと思います。インフルエンザに関しても、打つ人が結構いるかなと思ったら、50%行かない。

小児は何にも援助がありません。今年もやはり高いから打たない人が多い。で、このお金がどこ行ってしまうのかというのがありますし、毎年同じ状況ですから、やはり今のこの御時世からいって、小児にも全額とは言わないまでも、少しでも援助していただければ川崎市としても実になるのではないかと思います。そういうのはないのですか。他自治体に先駆けて小児に対して援助してもらえればありがたいなと。

御配慮いただければと思いますがいかがでしょうか。

事務局 小児の接種に対する助成という御要望かと思いますが、御存知のとおり、インフルはこれまで B 類として 65 歳以上の方を主に対象として接種をしてきて、コロナについても同様の対象の方を設定した上で B 類の定期接種として設定をされて、今年度接種を開始したところになっております。

私どもといたしましては定期接種として実施をしていく予防接種事業というもののうち、まずは定期接種を迅速に円滑に進めていくことを、きちっとやっていきたいと思っております。

その上で定期接種の対象になっていない方々、当然接種をする意義ですとか、必要性といったものはそれぞれの方におありになる部分はあるのかなと思ひまして、任意接種に対する助成の要望というところは数多く寄せられている部分はございますけれども、全てを助成して進めていくというのは難しいところがございますので、川崎市としては定期接種の推進をきちんと担ってやっていくというところで進めておりますので、何卒御理解いただければと考えております。以上でございます。

- 宮沢委員 理解するかしないかではなくて、やるかやらないかなんですよ。50%は受けていないわけだから、この分は予算に関して使っていないのではないですか。よって、皆さんが起案するかどうか、上に上げるかどうかの話だと思います。
- 事務局 そこは定期接種としての扱いになりますけれども、そういう中で小児の任意接種に係るインフル・コロナ助成について進めていくというところは、今のところ我々としては、制度としては予定を立てづらいというところがございます。
- 委員長 高齢者インフルエンザのワクチンのスタートのきっかけになったのは、高齢者がインフルエンザにかかることで、そこから波及していく総医療費、重症化や入院が非常に大きいということで、海外のデータを合わせたうえでの踏み切ったと認識しています。
- 当然、感染の数とかパーセントとかいうと、小児の方がはるかに多いのかと思いますが、そこから来る親の社会的な停滞とか、そのことも考えれば、ある程度考える余地はあるのかなと思います。
- この辺は今後さらに国の方にしっかりと議論をしていただければと思います。是非また意見として上げていただければと思います。
- 勝田委員 小児科医として宮沢先生がおっしゃることは至極の大賛成ですが、色々な社会的な事情もあるかと思うので、いきなり予算を準備するのが難しいとしたら、例えば今年、我々の病院もそうですけれども、インフルエンザ脳症で命を落としているとか、後遺症を起こしてしまっている子が残念ながら例年以上に発生をしていて、現場を預かる医者としてはどうにかならないのかなというのが本音であって、その方たちの多くが予防接種をしていない、していればひょっとしたらと御家族が後悔しているのも毎年見えますけど今年特に多くて、そういう川崎市民の小児がどのくらい不幸な転帰を辿っているかというのをある程度数字にして、それを基に次のアクションを起こしていただくのがよいのかなと思います。
- 少なくともそういう疫学調査は明確にして経時的な変化を見てというのはありなのかなと思います。コロナのワクチンに関しては、その例でいくとインフルエンザと比べると小児が重症化しにくいので予算を取得しにくいのは理解できますが、特に基礎疾患があって非常にリスクが高い、ひょっとしたら高齢者よりもリスクが高い子どもたちが、子どもだからとお金なくて親が接種できないという状況も発生していますので、新型コロナに関しては小児でもリスクがある患者さんがいるのを一度把握していただいたうえで、御検討い

ただければと思います。

委員長 やはり親御さんたちに「インフルエンザ脳症になる子どもたちの 9 割以上はワクチンを打っていないのだ」というその一言が、ものすごくインパクトあると思っています。啓発・啓発の中にまずは入れていただいて普及してくれればと思います。

 こういう議論がしっかりとあることが重要かと思います。

議事（６）「令和 7 年（２０２５年）度予防接種事業について」

ア 定期予防接種ワクチン配布業者について

委員長 （６）令和 7 年（2025 年）度の予防接種事業について、ア 定期予防接種ワクチン配布業者について、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

事務局 それでは 25 ページ、資料 6 を御覧ください。

 定期予防接種ワクチン配布業者について説明させていただきます。

 来年度のワクチン配布予定業者ですが、川崎市薬剤師会と契約する卸業者の参加基準を定めたうえで、業者を選定することとしております。記載のとおり、平成 7 年度につきましては、平成 6 年度と同様、6 業者を予定しております。報告は以上でございます。

委員長 この件に関しましてはよろしいでしょうか。

イ HPV キャッチアップ接種の経過措置について

委員長 イ HPV キャッチアップ接種の経過措置について、御説明をよろしくお願いいたします。

事務局 26 ページの資料 7 を御覧ください。先に令和 6 年の 12 月 12 日に医師会メールニュースでお知らせをさせていただいたところですが、HPV ワクチンのキャッチアップ接種の経過措置の設定がされることについて、御説明をさせていただきます。

 昨年の 11 月 27 日になりますが、厚労省の方でワクチン基本方針部会という部会が開催されまして、昨年の夏以降になりますが、HPV ワクチンの大幅な需要の増加によりまして、ワクチン自体が限定出荷になってしまったことを踏まえまして、キャッチアップ接種期間中に接種を希望された方が接種機会を逃すことがないようにと、キャッチアップ接種期間を 1 年間延長するという内容で経過措置を設定する方向が部会で決定されました。

現時点ですと、国の手続きが全て終わったわけではないので、経過措置を設定することは決定までは至っていないのですが、時間がないということで、国からはこの前提で事務を進めてほしいというふうに言われておりますので、その内容について御説明させていただきます。

経過措置の内容としましては、そもそもキャッチアップ接種の期間が令和4年の4月1日から令和7年3月31日までとされておりましたが、ワクチン不足があったことを踏まえまして、キャッチアップ接種期間中の3年間の間に1回以上接種している方については、キャッチアップの期間終了後も公費で3回接種を完了できるように、経過措置を設けるとされています。

その対象者につきましては、従来これまでのキャッチアップ接種の対象者が平成9年度生まれの子から19年度生まれの子になってございましたが、それに加えて、令和7年度に新たに定期接種の対象から外れる方、つまり今は定期の最高学年の高1の子が平成20年度生まれの子になりますが、この子も来年度は経過措置の対象に入れるとなっています。

この年代の方々のうち、キャッチアップ接種期間中に1回以上接種した方が対象となります。

期間は今申し上げましたとおり1年間になりますので、令和8年の3月31日までを予定しております。

今申し上げました内容は、次のページ以降に厚労省の資料を添付しておりますので、そちらから引っ張ってきている内容になりますので、後ほど併せて御参照いただくと幸いです。

それから26ページの2の対象者への周知につきまして御説明させていただきます。

経過措置の対象者になれるというチャンスを逃すことがないように、今の時点で接種回数が0回と思われる方に対して、今年の2月中旬に案内ハガキ、イメージ図を載せておりますが、このようなハガキを発信することを予定しております。

ハガキを発信することにつきましては、各医療機関さんに対して、ハガキを出す数日前に医師会メールニュースでこういうものを、いつ付け出すつもりでいますと周知することを予定しております。

その他に市民向けの広報といたしましては、市のホームページに情報を掲載するほかに、3月に市政だよりの記事に掲載することを予定しております。

それから、令和7年度に入りましたら、経過措置の対象になる方々、つまり、キャッチアップ接種期間中に1回以上接種した子になりますが、3回終えていないと思われる子に対して勧奨通知を送ることを予定しておりますので、通知において期間は令和8年3月末までなので、それまでに確実に終えられるよ

うにしようということをお知らせする予定であります。

キャッチアップの関係は以上になりますが、もう一点だけ HPV の関係で御報告させていただきたいことがありまして、資料がございませんので、お耳だけお貸しいただければと思います。

前回の運営委員会で、定期接種年齢の子への HPV の勧奨通知について、御意見いただいたことが 2 点ありまして、今勧奨通知は中 1 の子と高 1 の子の 2 学年に送付をしています。HPV 自体は小 6 から打てるので、小 6 から勧奨通知を送るがよいのではないかと御意見をいただいていたので、検討したものを御報告させていただきます。

結論といたしましては、御提案いただきましたとおり、小 6 と高 1 の 2 学年に発送するように変更しようと考えております。

というのも、今までは、HPV の標準接種期間は中 1 になりますので、中 1 に打ってもらえるよう誘導できるように個別通知を中 1 に送っていましたが、御提案のとおり、実際には小 6 から打てるので、そのタイミングで個別通知するというのも、意義があるというのを検討したのが一つと、その他に、中学生以上ですと勉強とか部活だとかが入ってくるので、病院に行くということが小 6 よりも難しくなってくるのかな、というのが考えられた要因としてあります。

よって、HPV の接種率を向上させていかなければという状況を踏まえまして、勧奨時期を前倒しすることには合理的な理由があると結論を得ましたので、御提案いただいたとおり、小 6 と高 1 に勧奨をするという方向で調整したいと思っています。

実際に変更する時期ですが、キャッチアップ接種が落ち着いてから変更させていただきたいと思っております。令和 8 年度に小 6 と高 1 に送付にしようと思っております。

HPV に関する説明は以上になります。

委員長 ただ今の件に関しまして御追加、御質問ございますか。

関口委員 キャッチアップ接種の対象から外れて 1 年間の猶予期間の間に受けていただくのは、定期予防接種からも外れるという認識でよろしいでしょうか。
まだ国から連絡がないから、今後変わるかもしれないということでしょうか。

事務局 今高 1 の子の話でよろしいでしょうか。

関口委員 令和 7 年度に受ける 1 年間の間に受ける接種についてです。

キャッチアップ接種、定期予防接種を外れた後に、猶予期間の間1年間における接種はどういう扱いになるのかという質問です。

事務局 定期接種の想定であります。
国の政令上、経過措置を設けることとすると書かれて、期間が追加されるようになるので、定期扱いで問題ないと考えております。

宮島委員 令和7年度に受けられる方で、1回目2回目を受けて、2回目から3回目の間が相当空いてしまう方、1年以上空いてしまう方もいらっしゃると思うのですが、それも全て1年の間であればどこでもよい、ということでしょうか。

事務局 おっしゃる通りです。

勝田委員 あくまでも先行投与はキャッチアップ期間中ですかね。時々質問を受けるのですが、昔々1回打ったから私は4月以降も打てるはずと思われている方が時々いて、その方は対象ではないのは、どちらかという医療機関が共有すべき大事なポイントなのかなと。
キャッチアップ期間中に1回予防接種があるということは、色々ところで共有させていただいた方がよいかなと思います。

事務局 おっしゃるとおりでして、この国の説明会資料でも同じようなことが書いていて、29ページのところも読んでいただいているのかなと思いますが、Q1のところで、期間以前に1回接種しているものは今回の経過措置の対象外かということで、その通りで、他の自治体が厚労省に対して照会をしまして、例えば昔1回打って、キャッチアップ接種期間中も1回打っての子は対象にしてよいのかというと、それは丸で、一方で昔1回打って、キャッチアップ接種期間中に0回の子は対象にならないかという、それは対象にならないと回答されて、そこは変更するつもりはないと言われているので、昔打った、打ってないとか、当然回数カウントであるのですが、キャッチアップ接種期間に1回打ったことが権利を得るかの要になります。

勝田委員 2回目以降有償で打つとすごい額になるので、そこは気をした方がよいと思います。
あとは6年生でHPV接種勧奨していただくのは大賛成で、横須賀市が同じことを始めると言っていると思いますが、DTワクチンと一緒に送る予定なのか、それともDTとは別で送る予定なのか。質問の意図としては、HPVワクチン

はもはや特別なワクチンにとらずに、昔からよく打てる DT ワクチンと一緒にして、「あなたのお子様はこれとこれが打てます」というスタンスにすると接種率が上がるというデータが海外であって、あえて別々で郵送するのか、例えば日本脳炎 2 期と DT と HPV をまとめて 3 つ送って、HPV を真ん中に挟んで特別なワクチンではないという認識で送った方が個人的にはよい思っていて、それが郵送のタイミングとか交渉できるかどうか、できるのであればその方が個人的にはよいのかなと。DT と一緒に HPV 第 1 回目を投与してその時に 2 回目の予約をすればよいのかなと。いかがでしょう。

事務局 DT と一緒に HPV を送るといふのをやっている自治体があったので、そちらからもお話を聞いたり、DT の接種期間と HPV の接種期間を照らして検討をしてみたところ、DT の標準的な接種期間は 11 歳から 12 歳になっていて、小学校 6 年生で HPV が小 6 からなので、小学校 6 年生で DT と HPV の勧奨通知を送ると、DT があと 1 年かとなるので懸念として一つと、逆に DT が現状ですと 11 歳になる誕生日の末日に通知を送っているの、そっちに HPV を入れるという方法を考えたのですが、そうすると HPV はもう打ってよいのだなと勘違いしちゃう子が出て、間違い接種になったら不安だなというところがあって、DT と HPV は分けた方がよいかなと今は考えております。

勝田委員 どっちかに合わせるしかないの、同時にやるとすると、そこは色々悩みどころだなと思っております。分かりました。

あと、HPV ワクチンの 6 年生接種の導入時期が、キャッチアップ接種が終わってからとおっしゃっていましたが、個人的な意見ですが、キャッチアップ接種の話とこの話は別の話なので、私はとてもよいアイデアだと思うので忙しいと思いますが、どんどん今年からやってもらった方がよいかなと。待つ理由はないのかなと思いました。以上です。

事務局 変更のタイミングは御提案いただいたらすぐにやったほうがよいなと思っておりましたが、例えば、令和 7 年度に小 6 と高 1 に送る場合ですが、そうすると令和 7 年度に中 1 の子というのは個別通知をもらったことがないので、その年だけ小 6、中 1、高 1 の 3 学年この年だけ送らなきゃいけないことになりまして、予防接種は勧奨通知を送るともらったらずぐ行くという方が結構多いので、その月に接種数がかなりぐっと上がる傾向がありまして、HPV の関係は例年 2 学年しか送っていないのに、その年だけ 3 学年送るとなると、接種数が 3 学年分ぐっと伸びてくるので、そうするとワクチンの供給との兼ね合いで、ワクチン不足がまだ解消しているかどうか事務局的に不安がある中

で、タイミング的に踏み込みづらいというか、キャッチアップが終わってから変えたいというのは、ワクチンの在庫が不安だったので遅らせたいと考えているところです。

勝田委員 お話の趣旨は理解できますけれども、私の中での結論としては不足しないと思います。

というのは、ここから 1 年間キャッチアップ接種は非常に伸び悩むと思いますので、爆発的に数が増えるわけではなくて、逆にある程度予想もできてしまうので、その点から考えると、起こるかもしれないことを気にするよりも、どんどん投入していった方が利するものが多いのかなと思います。個人的な意見なので、参考にしていただければと思います。

事務局 ありがとうございます。

ウ 带状疱疹ワクチンの定期接種について

委員長 ウ 带状疱疹ワクチンの定期接種について、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

事務局 それでは 30 ページを御覧ください。带状疱疹ワクチンの定期接種について、資料 8 により説明させていただきます。

带状疱疹ワクチンについては、昨年 12 月の基本方針部会で带状疱疹を予防接種法の B 類疾病に位置付け、本年 4 月 1 日から定期接種の対象とすることが了承され、厚生労働省からはこれに合わせて準備を進めるよう指示されたところです。

国が示した带状疱疹ワクチンについての具体的な規定ですが、初めに資料項番 2（1）定期接種の対象者についてですが、令和 11 年までの 5 年間の経過措置として 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳及び 100 歳以上の方とされ、これは高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種導入時と同様です。なお、101 歳以上の方は令和 7 年度に限り対象とするとされています。

これらの方のほか、60 歳から 64 歳のヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する方が定期接種の対象となります。

（2）用いるワクチンについてですが、生ワクチンについては 1 回、組み替えワクチンについては原則として 2 か月以上の間隔を空けて 2 回の接種をすることとされています。

なお、生ワクチンと組み替えワクチンの交接種は認めないとされています。

（3）開始時期についてですが、本年 4 月 1 日とされております。

(4) 定期接種対象者から除かれる者等についてですが、初めに項番「ア」帯状疱疹にかかったことのある方についても定期接種の対象とするとされています。

次に項番「イ」定期接種の対象者が既に一部の接種を任意接種として行った場合は、残りの接種を定期接種として行うとされています。組み替えワクチンの1回目を任意接種として行った方が想定されます。

次に項番「ウ」当該予防接種に相当する予防接種を受けたことがある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるものは定期接種の対象外とすることとされています。任意接種での接種を完了した方が想定されます。

これを受けての本市の対応案でございますが、定期接種の対象者や用いるワクチンについては、厚生労働省の示したとおりすることを予定しております。資料項番3(1)開始時期ですが、できるだけ速やかに開始できるよう、帳票類の作成や医療機関との調整を進めてまいります。

(2) 自己負担額についてですが、接種委託料と合わせましてワクチン流通価格などを元に調整してまいります。

(3) 接種医療機関についてですが、医師会加入医療機関での実施を想定しております。

(4) 周知、広報についてですが、65歳以上の方には個別に通知を送りするとともに、市政だよりやホームページでの広報を実施することを予定しております。

参考資料といたしまして、基本方針部会で了承をされたものとして、厚生労働省の自治体説明会で示された帯状疱疹ワクチンの定期接種の導入に係る具体的な規定についての資料を添付しておりますので御確認ください。

資料の説明については以上でございます。

委員長 接種券は配られますか。個別通知を実施予定ですか。

事務局 まだ検討中でございますけれども、何らかの形で対象となる方に通知を差し上げるような形になろうかと思っております。

接種券というか、予診票をお送りするような形を今のところは想定しているところでございます。

委員長 事務的な説明会とかは、今のところ行う予定はなしですか。

事務局 今調整中でございますけれども、何らかの形で説明を聞いていただくような場を設けさせていただきたいと思っております、これから医師会の事務局

様と調整させていただければと思っております。

委員長 この件に関して何か追加はございますか。

多屋委員 1月28日に厚生労働省から出された事務連絡を見ますと、带状疱疹ワクチン定期接種の令和7年度からの5年間は、その年度内に65、70という、昔、肺炎球菌であった「になる人」と書いてあるのですが、これだと65歳の人のように読めてしまいますが大丈夫でしょうか。

事務局 多屋委員から御指摘があったように、その年度の中で年齢に達する方が対象となりますので、この資料は説明不足でございますが、年度年齢ということで国の方でも出ておりますので、そういった形で進めていきたいと思っております。

多屋委員 私も最初は65歳の人だと思っていたのですが、そうではないというのを、最近知りまして、ありがとうございます。

関口委員 懸念することが2つありまして、1つはかかりつけの患者さんから、どうしたらよいですか、どちらを打ったらよいですか、と問い合わせが非常に多く寄せられて、それを説明するのが非常に煩わしいかと思っておりますので、適当なリーフレットを同封していただくとありがたいなと思っております。もう一つは肺炎吸菌ワクチンと带状疱疹ワクチンで、微妙に接種対象時期がずれますので、間違い接種を引き起こすものになるのではと思っておりますので、説明会などでその周知もよろしくお願いしたいと思います。以上です。

事務局 はい、承知いたしました。

宮島委員 带状疱疹ワクチンに関しまして、ワクチンをとくときに針を変えろという言葉が書いてあるのですが、説明してもらえますか。定期予防接種の時には必ず必要なことになるのでしょうか。

事務局 申し訳ございません。詳細について、また確認をさせていただきまして、御連絡をさせていただければと思います。今、手元の中では定かではございませんので、また改めて御連絡をさせていただきます。

宮島委員 ワクチンの添付資料の中に、針を変えてくれということが書かれて、新しく改

定になりました。私たちは変えてはいますが、大変な作業ではあります。
今まで他の予防接種でやっている、普通はとくときには大体そのものをそのまま使っている可能性が高いです。
ただ今回は、带状疱疹ワクチンは筋肉注射になるのだろうと思いますので、少し長い針を使う形になります。
長い針がどうも少し破損している状況があったようなことを MR の方は言っています。
そこは分かりませんが、毎回取り替えなきゃいけないとちょっと大変です、というのは現場の意見とあったと、覚えておいていただきたいと思います。

委員長 その辺はまた是非、説明会の中で織り込んでいただければと思います。

議事（6）その他

委員長 それでは「その他」事務局から何かございますか。

事務局 1 点だけ事務局の方でございますので、御報告をさせていただきたいと存じます。
それでは冊子とは別の 1 枚ペラの資料になりますが、「B 類疾病の定期予防接種に対する償還払い制度について」、という一番下の用紙の方を御覧ください。
市外で予防接種を受けた際に費用の払い戻しを行う償還払い制度につきまして、これまで本市では、A 類疾病の定期予防接種における里帰り出産等を対象に実施しておりました。
一方、B 類疾病におきましては、市民が入院入所中の医療機関と委託契約を行い、市外での定期予防接種が行えるよう整備してきましたが、委託契約の手続きが期日までに行われない場合や、委託契約の対象除外施設である等の理由によって、接種を希望する市民が機会を失うケースが散見されておりましたことから、今年度の 10 月から新たに B 類疾病につきましても償還払いの対象とする要領改正を行いました。
なお、B 類疾病における償還払い制度の対象は、医療機関や老人福祉施設へ入院・入所している場合等の理由により、通常の方法では定期接種を受けることが困難な者を対象としており、費用の払い戻しの金額につきましても川崎市医師会との委託契約の単価を上限額と定めているものでございます。
報告は以上でございます。

委員長 今までは償還払いの事前の申請があったかと思いますが、事前の申請は今後行いますか。

事務局 引き続き、事前の申請が必要なものでございます。

事務局 原則として、建前上は事前にお願いしますということを案内しておりますけれども、事後に申請があった場合も受け付けておりますので、大丈夫でございます。

委員長 以上でよろしいでしょうか。御質問等なければ、私の方はこれで事務局の方にお返しをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

6 閉 会

事務局 委員長、議長を務めていただきありがとうございました。
委員の皆様長時間にわたり御審議ありがとうございました。
これをもちまして令和 6 年度第 2 回川崎市予防接種運営委員会を終了させていただきます。
どうもありがとうございました。